

## ナイトクラブ火災 続報 - 西日本防災システム

### サンタマリア クラブ火災をうけて

1月31日付エスタード・フォーリャ両紙によりますと、サンパウロ市では、**営業許可証**と**消防許可証**のない店舗が摘発されたほか、市役所が発行する許可証の承認を待っている店舗が**600軒**に上ることや、現在申請から承認まで最高**3年**の期間を要することなど、サンパウロ市役所の緩慢な対応も露呈したようです。サンタ・マリア市の火災事故による死亡者は、事故後に確認された231人から1月31日には235人に増加しました。入院中の負傷者は143人で、依然として75人が命の危険にさらされているそうです。この火災事故を受けて消防署は1月30日、サンパウロ州内17都市のナイトクラブ303軒で調査を行ったそうです。その結果、**39軒**が許可証を所有せずに**違法営業**を行っていたことが発覚しました。またサンパウロ市内では**29軒**の有名ナイトクラブが捜査対象となりましたが、9軒が**許可証無**しだったほか、取り締まりを避けて開店しなかった店舗も幾つかあったそうです。フェルナンド・ハダッドサンパウロ市長は1月30日、ナイトクラブ経営者90人を招集して会合を開き、営業許可証の承認プロセスを迅速化して今後は90日以内に行うことを約束したそうです。しかし、承認が遅延している理由については説明されなかったようです。現在、サンパウロ市役所の営業許可証の承認待ちをしている商業店舗は合計**3万軒**に上り、そのうち600軒がナイトクラブとなっているそうです。**すごい数ですね！**中には4年間も承認待ちの状態である店舗も複数あるそうです。正式な営業許可証が発行されている店舗は**169軒**のみだったんですって。またハダッド市長は、申請から承認までのプロセスを可視化できるように、IT企業と提携してインターネット上で公開することも視野にいれているそうです。そのほか、軍警察によるナイトクラブの取り締まりも検討しているんだそうです。店舗の営業権を取得するためには、市役所が発行する営業許可証と消防署が発行する消防許可証などの各種書類を不動産使用取締局に提出して承認を受ける必要があるそうです。有効期限は1年間で、毎年更新することが義務付けられています。また、市役所が認可する**営業許可証**は、法律に沿って施工された工事であることを証明するもので、工事完了証明書とも呼ばれるそうです。ただし、**営業許可証**が無い場合でも申請段階を証明する仮証明書(プロトコロ)を所有していれば、営業することが可能となるそうです。一方、消火器や非常口の設置などを認証した**消防許可証**が無い場合は、営業不可で罰金処分が科せられているんだそうです。

いくら膨大な件数の店舗があっても **安全 安心** はすべての基本ですよ



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

